

経済産業省の知的財産戦略に係る 最近の取組みについて

平成14年9月24日
経 済 産 業 省

経済産業省の知的財産戦略に係る最近の取組みについて

- 経済産業省においては、総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会の中間まとめや知的財産戦略大綱等を踏まえつつ、知的財産関連に係る各種政策について積極的に取り組んでいるところ。
- 最近のこれらの取り組み状況は、以下の通り。

I. 国の研究開発投資に対応した知的財産の確保と活用

1. 知的財産情報を活用した戦略的な研究開発

- 知的財産を活用した戦略的な研究開発を促進するため、特許情報等の提供を促進しているところ。
 - 特許庁においては、重点4分野を含む8分野に対する日米欧の特許出願動向等の、より充実した特許出願動向の公表に向けて準備中。
 - また、特許情報から技術動向を分析した「特許出願技術動向調査分析報告書」をまとめ、研究開発課題の選定にあたって特許情報の利用を促進。

2. 研究開発成果の権利化・技術移転の促進

- 研究開発成果の権利化・技術移転の促進を図るため、大学・TLO・中小企業に係る特許関連費用の確保に向け予算要求を行うとともに、人材確保、セミナーの実施等を引き続き実施。
- また、日本版バイドールの適用拡大については、各省連携により取り組んでいるところ。
- 特許出願・維持費用の確保(費用)
 - TLOにおける海外出願、国際(PCT)出願費用の確保については、平成15年度予算で要求するとともに、中小企業向け研究開発補助金においては、平成15年度予算要求において新たに特許取得推進枠の創設を要求。
- 知的財産権利化・活用支援人材確保と体制整備(人材・体制)、特許出願手続き等の支援(手続き)
 - TLOへの知的財産に関する専門家等の派遣事業に係る予算について、平成15年度も要求。
 - 大学・公的研究機関等に対して、知的財産に係る各種セミナーを開催。
 - 産業技術総合研究所においては、研究者の知的財産権に関する意識の啓発のため、各種知財セミナーを開催。また、内部評価において特許取得について評価項目として採用。
 - パソコン電子出願の利用を促進するため、1200の大学学部等に対して、説明書等の資料を送付する予定。
- 産業活力再生特別措置法第30条(日本版バイドール条項)の適用の拡大
 - 日本版バイドールの全ての委託研究開発制度への適用については、各省連絡会を開催し、実施に向けて検討。(参考1)
 - ソフトウェア開発事業の成果帰属の在り方については、本年9月から検討会の開催を準備中。
 - 第三者への独占的ライセンスの審査に係る規定については、米国バイドール同様の措置を本年度から導入済み。

3. 産学官連携推進のための知的財産の在り方

- 産学官連携推進のための知的財産の取扱いについては、産業技術総合研究所において、産学官連携に向け、先進的に取り組むとともに、大学での知的財産の権利化・移転を支援すべく、TLOの機能強化を図っているところ。
- 大学・公的研究機関における知的財産の取扱い
 - 産業技術総合研究所においては、研究データ・論文等の研究成果物が法人に帰属することを既に制定済みの「研究成果物取扱規程」において明記するとともに、研究マテリアルに関しては、「研究成果物等取扱規程」に加えて、本年度中に「研究試料取扱規程」を定める予定。また、これらの規程において、法人と外部との間で研究成果物等の利用についてのルールを明記。
 - 共同研究等の際の発明者の明確化に関しては、日本の判例、諸外国の制度について調査研究を進めているところ。
- 知的財産の権利化・移転の支援
 - 産業技術総合研究所においては、インセンティブとして研究者個人に知的財産権収入の1/4(上限なし)を配分する制度を導入済み。また、産総研イノベーションズ(TLO)を通じた技術移転を促進中。
 - また、大学の知的財産の権利化・移転を支援するためのTLOの機能強化については、予算充実に措置を図っているところ(参考2)。

Ⅱ. 先端技術分野における知的財産の保護と活用

- ライフサイエンス分野などの先端技術分野における知的財産の保護、活用を図るため、タンパク質関連の国際調和に向けた取組みや事例集の作成、また、先端医療技術に係る検討等を進めているところ。なお、情報通信分野においては、コンテンツ分野の予算措置に取り組むとともに、中間まとめの指摘を踏まえて検討。

－ ライフサイエンス分野における取組(参考3)

Ⅲ. 知的財産関連の人材の育成

- 知的財産関連の人材育成として、教育向け普及啓発や起業家・経営人材の育成に取り組んでいるところ。

- － 学校における知的財産教育の推進としては、小・中・高校生・教職員向けセミナーを実施するとともに、全国の小中学校・高校に副読本や標準テキストの配布希望調査を実施予定。また、本年より、知的財産教育手法等を確立するための教育研究を開始。
- － また、大学等の教育機関と産業界が一体となった起業家・経営人材育成について、本年度に引き続き、来年度においても予算要求中。

Ⅳ. 関連基盤の整備

- 迅速・的確な審査や知的財産裁判の充実・迅速化、営業秘密の保護強化等に向け、産業構造審議会に検討の場を設け、議論を行っているところ。

日本版バイ・ドールの適用拡大について

(参考1)

(1) 概要

- 日本版バイ・ドールについては、これまで適用されているのが一部の省庁に限られていたため、本知的財産戦略専門調査会の中間まとめにおいて、本年度中に原則適用すべき旨方向が示されたところ。
- 産業活力再生特別措置法第30条(いわゆる日本版バイ・ドール)については、平成11年10月に導入され、これまで産業界等から高い評価を得てきているところ。
- 一方、日本版バイ・ドールについては、これまで適用されていたのが一部の省庁に限られていたため、本知的財産戦略専門調査会の中間まとめ(平成14年6月)においては、以下の通り示されたところ。
 - 「知的財産の戦略的権利化、事業の促進を図るため、国・特殊法人等の委託による研究開発の成果たる知的財産権を受託者に帰属出来るという、産業活力再生特別措置法第30条(いわゆる日本版バイ・ドール条項)を平成14年度中に、各省庁の全ての委託研究開発制度に適用する。」
- これを踏まえて、経済産業省では、主要関係省庁からなる日本版バイ・ドール各省連絡会において、各省庁の取組の現状と今後の方向性について調査を提案し、この度とりまとめたところ。

(2) 各省の取り組み状況

- 昨年度は、経済産業省、防衛庁、総務省、環境省、警察庁はほぼ全て適用済みであり、この結果、主要省庁の委託研究合計の57%が適用済みであった。
- 各省庁とも本年度中に可能な限り日本版バイ・ドールを適用することとしており、特に、年当初から防衛庁が原則全て適用したことから、委託研究の少なくとも約8割は適用されると見込まれる。
- 経済産業省としては、引き続き適用状況等に係る各省との情報交換を進めていく予定。

主要省庁の委託研究開発における日本版バイ・ドール適用状況(平成13年度実績)

	バイ・ドール適用	バイ・ドール非適用	合計(全体での割合)
経済産業省	1 9 6 7	3 8	2 0 0 5 (43%)
防衛庁(注3)	0	1 0 8 6	1 0 8 6 (23%)
文部科学省	2 1 0	7 8 4	9 9 4 (21%)
総務省	2 6 8	1	2 6 9 (5.7%)
農林水産省	1 5 7	2 6	1 8 3 (3.9%)
国土交通省	4	7 5	7 9 (1.7%)
厚生労働省	2 7	2 6	5 3 (1.1%)
環境省	2 5	0	2 5 (0.5%)
警察庁	6	0	6 (0.1%)
合計	2 6 6 4 (57%)	2 0 3 6 (43%)	4 7 0 0 (100%)

単位: 億円

(出典) 主要省庁からの資料より、経済産業省作成。平成13年度実績。

(注1) 国からの「直接委託分」と、国から出資・補助等を受けた国研、独法、特殊法人からの「間接委託分」についての合計。(ただし、一部省庁においては、独法からの間接委託は含まれておらず、現在調査中。)

(注2) 国立大学への委託など、日本版バイ・ドール適用ではないものの実質上委託先に知的財産権を帰属させているものについては、「バイ・ドール適用」にカウントした。

(注3) 防衛庁は平成14年度当初から原則全て適用。

TLOの機能強化について

1. 主な支援措置

平成10年の大学等技術移転促進法に基づき、これまでに国立大学及び私立大学等を対象に27のTLO(技術移転機関)を文科省と共同で承認し、これらTLOに対し助成等支援措置を講じてきたところ。

大学等技術移転促進費補助金 平成15年度予算要求額 1.2億円(2.5億円)
承認TLOに対する技術移転事業に必要な資金補助(2/3)を大幅拡充、さらに国外への特許出願補助を新たに追加

大学発事業創出実用化開発事業 平成15年度予算要求額 4.2億円(2.2億円)
大学等の研究成果の実用化を促進するための研究開発に対し、補助(2/3)する。

大学発ベンチャー経営等支援事業 平成15年度予算要求額 1.5億円(1.5億円)
大学の研究者等に対し、TLOを通じ、経営面の専門家派遣を行う。

承認TLOに対する特許料等の軽減(1/2減額)

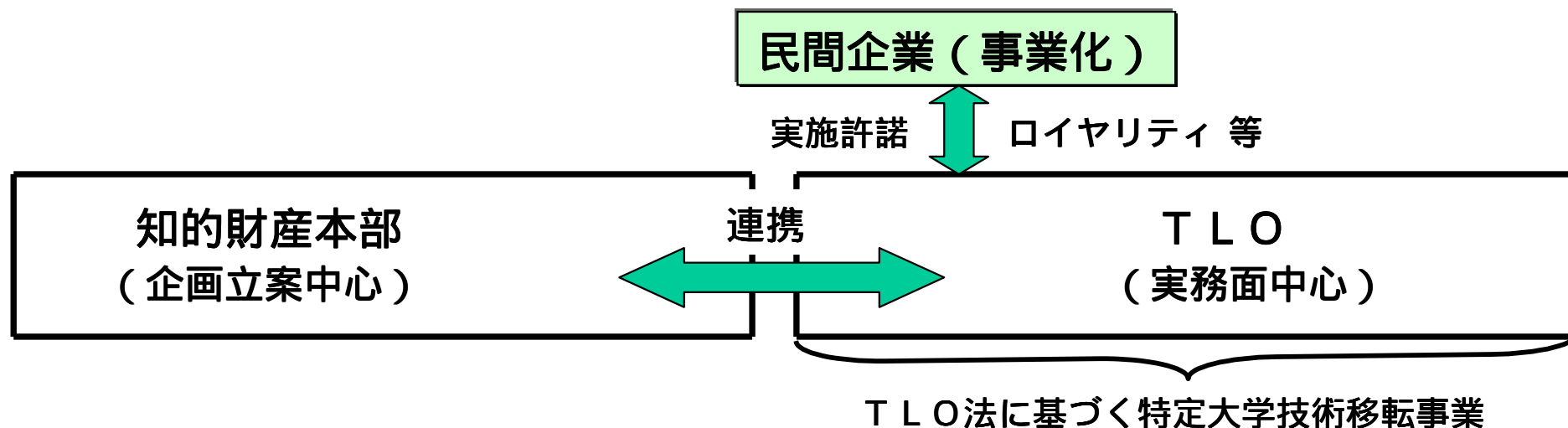
○承認TLOに対する国立大学施設の無償使用措置：17機関(平成14年6月現在)

(注) 括弧内は平成14年度予算

2. 大学の知財本部とTLOの連携強化

文部科学省で検討中である「大学知的財産本部」による大学の知財戦略の企画立案機能強化と密接な連携を図りつつ、国立大学の法人化後も引き続き、国公立大学、私立大学を問わず、学内外のTLO活動を支援していく予定。

大学の知的財産本部とTLOの連携



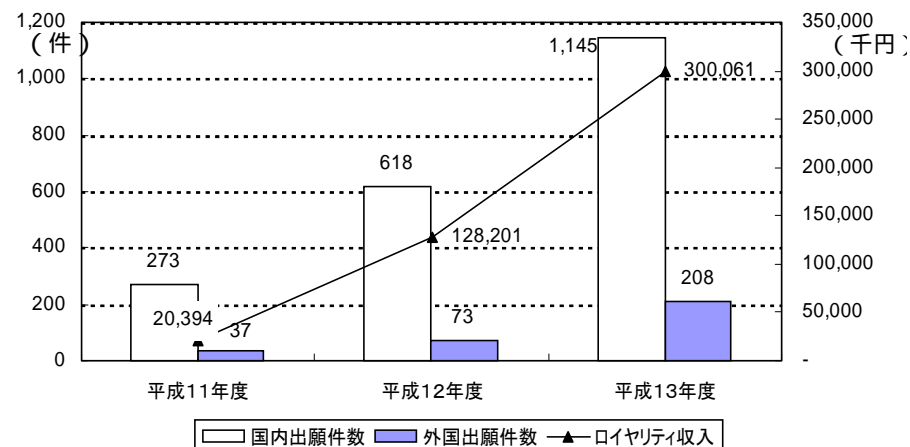
(承認TLOの技術移転実績)

支援により、当該大学TLOによる技術移転活動の実績は着実に進展、技術移転による新市場創出成果が挙げられつつある。

平成13年度技術移転実績

出願件数 1145件
 実施許諾件数 231件
 ロイヤリティ収入 3億円
 実施許諾による経済効果は、100億円程度と推定

承認TLOの特許出願件数及びロイヤリティ収入の推移



ライフサイエンス分野における取組について

1. ライフサイエンス発明に関する審査基準の国際調和に向けた取組

- 2002年5月、日米欧三極特許庁専門家会合の場において、日本からの提案により、タンパク質立体構造関連発明について、共通の仮想出願について各庁で審査運用の比較研究を行うことで合意。2002年11月の日米欧三極特許庁長官会合において報告書を採択、公表すべく現在作業中。

2. タンパク質の立体構造・機能解析関連発明の審査事例集の作成・公開

- タンパク質の立体構造に関連する発明について、2002年度中に審査事例集を作成、公表すべく現在作業中。

3. 先端医療技術の特許化と関連する制度整備

再生医療、遺伝子治療関連技術等の特許法上の取扱いを明確化すべく、先端医療技術の特許化の是非と関連する制度整備（法改正及び審査基準改訂）の必要性に関して産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に専門のワーキンググループを設置し、集中的に検討を行い2002年度中を目途に結論を得る予定。